

第4 財政指標

1 健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、令和元年度決算における健全化判断比率（4指標）および資金不足比率については、次のとおりです。

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率(一覧表)

項 目		上段：比率（％） 下段：実質収支額、 資金剰余額（百万円）	【参考】 H30 算定値	早期健全化基準(%)	
健全化判断比率 (4指標)	実質赤字比率	— 実質収支額 9,044 (黒字)	— 実質収支額 6,352 (黒字)	3.75	
	連結実質赤字比率	— 実質収支額 9,044 公営事業資金剰余額 33,366 計 42,410 (黒字)	— 実質収支額 6,352 公営事業資金剰余額 32,310 計 38,661 (黒字)	8.75	
	実質公債費比率	13.4	14.2	25.0	
	将来負担比率	184.7	186.2	400.0	
資金不足比率	企業会計	水道事業	— 資金剰余額 11,162 (黒字)	— 資金剰余額 10,857 (黒字)	20.0
		工業用水道事業	— 資金剰余額 7,622 (黒字)	— 資金剰余額 8,047 (黒字)	20.0
		電気事業	— 資金剰余額 8,485 (黒字)	— 資金剰余額 8,654 (黒字)	20.0
		病院事業	— 資金剰余額 645 (黒字)	— 資金剰余額 759 (黒字)	20.0
	特別会計	地方卸売市場事業	— 資金剰余額 1 (黒字)	— 資金剰余額 1 (黒字)	20.0
		港湾整備事業	— 資金剰余額 21 (黒字)	— 資金剰余額 8 (黒字)	20.0
		流域下水道事業	— 資金剰余額 1,643 (黒字)	— 資金剰余額 787 (黒字)	20.0

※1 数値が記載されていない比率には、黒字（資金不足比率の場合は資金剰余額があること）のため、標記のルールにより「—」を記載しています。

※2 資金不足比率については、「早期健全化基準」を「経営健全化基準」に読み替えています。

※3 「早期健全化基準」は、財政の早期健全化の取組を必要とするかどうかを示すものです。その基準値以上となると、財政健全化計画の策定の義務が生じます。なお、「早期健全化基準」より更なる財政悪化を示す基準は、「財政再生基準」であり、この基準値以上となると財政再生計画の策定義務が生じ、国の強い関与のもとで財政の再生をめざすこととなります。

(2)各指標の概要

ア 実質赤字比率

一般会計等の収支の赤字の大きさを表す実質赤字比率は、収支が黒字であったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

イ 連結実質赤字比率

一般会計等に公営事業会計を加えた連結実質赤字比率も、収支が黒字であったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

ウ 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを表す実質公債費比率については、昨年度から0.8ポイント減少し、「13.4%」となりました。なお、早期健全化基準である25%を10%程度下回っています。

エ 将来負担比率

地方債残高などの負債の大きさを表す将来負担比率については、昨年度から1.5ポイント減少し、「184.7%」となりました。なお、早期健全化基準である400%の2分の1程度の数値となっています。

オ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足の大きさを表す資金不足比率については、水道事業などの企業会計や地方卸売市場事業などの特別会計のいずれにおいても、資金不足が生じなかったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

(3)実質公債費比率及び将来負担比率の内訳

実質公債費比率の内訳

(千円・%)

区分	H29年度決算	H30年度決算	R元年度決算	分母比
分子 ①=②+③-④	51,327,384	49,022,331	44,742,498	12.4
元利償還金(公債費充当一般財源等額) ②	115,789,801	113,744,875	110,144,242	30.5
準元利償還金				
満期一括償還地方債に係る年度割相当額	4,683,333	5,350,000	6,016,667	1.7
公営企業債の元利償還金に対する繰入金	2,821,843	2,921,551	2,885,360	0.8
組合等が起した地方債の元利償還金に対する負担金等	969,873	971,921	1,020,007	0.3
債務負担行為に基づく支出額(公債費に準ずるもの)※	1,812,589	1,750,175	1,465,289	0.4
③ 一時借入金の利子	1,165	746	909	0.0
算入公債費等の額 ④	74,751,220	75,716,937	76,789,976	21.2
分母 ⑤=⑥-⑦	357,822,988	357,391,521	361,409,546	100.0
標準財政規模 ⑥	432,574,208	433,108,458	438,199,522	121.2
算入公債費等の額 ⑦	74,751,220	75,716,937	76,789,976	21.2
実質公債費比率(単年度) ① / ⑤ × 100	14.3	13.7	12.4	
実質公債費比率(3か年平均)	14.2	14.2	13.4	

(※)債務負担行為に基づく支出額の内訳

国営土地改良事業・森林総合研究所等が行う事業に係るもの	700,656	649,108	530,639	0.1
地方公務員等共済組合に係るもの	402,178	403,801	243,672	0.1
その他上記に準ずるもの	598,228	595,688	593,175	0.2
利子補給に係るもの	111,527	101,578	97,803	0.0

将来負担比率の内訳

(千円・%)

区分	H30年度決算	R元年度決算	分母比
分子 ①=②-⑩	665,552,607	667,759,543	184.8
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	1,671,853,646	1,674,900,967	463.4
一般会計等に係る地方債の現在高 ③	1,437,032,831	1,451,220,537	401.5
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	7,670,429	5,715,662	1.6
公営企業債等繰入見込額 ⑤	38,393,658	35,290,913	9.8
組合負担等見込額 ⑥	10,287,185	9,932,029	2.7
退職手当負担見込額 ⑦	178,459,679	172,716,074	47.8
設立法人の負債額等負担見込額 ⑧	9,864	25,752	0.0
連結実質赤字額 ⑨	-	-	-
組合連結実質赤字額負担見込額 ⑩	-	-	-
将来負担額からの控除額 ⑪=⑫+⑬+⑭	1,006,301,039	1,007,141,424	278.7
充当可能基金 ⑫	43,508,014	47,671,801	13.2
充当可能特定歳入 ⑬	14,303,026	10,293,405	2.8
基準財政需要額算入見込額 ⑭	948,489,999	949,176,218	262.6
分母 ⑮=⑩-⑪	357,391,521	361,409,546	100.0
標準財政規模 ⑯	433,108,458	438,199,522	121.2
算入公債費等の額 ⑰	75,716,937	76,789,976	21.2
将来負担比率 ①/⑮	186.2	184.7	

④, ⑤, ⑧ の内訳

債務負担行為に基づく支出予定額	国営土地改良事業に係るもの	1,552,578	1,040,441	0.3
	地方公務員等共済組合に係るもの	2,759,497	3,046,289	0.8
	依頼土地の買い戻しに係るもの	3,358,354	1,628,932	0.5
公営企業債等繰入見込額	流域下水道事業特別会計	31,957,362	29,321,976	8.1
	病院事業会計	4,656,730	4,403,775	1.2
	地方卸売市場事業特別会計	1,048,253	1,022,561	0.3
	港湾整備事業特別会計	494,532	322,244	0.1
	水道事業会計	236,781	220,357	0.1
設立法人の負債額等負担見込額	第三セクター等	9,864	25,752	0.0

健全化判断比率及び資金不足比率 用語解説

1 実質赤字比率

一般会計と公営事業会計以外の特別会計（母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計など）を対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

※ 一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせた概念を、以下「一般会計等」とします。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、公営事業会計（すなわち、全会計）も対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

なお、算定の過程で、全会計の黒字、赤字を足し合わせて、結果として赤字となった場合に、比率が算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額は、全会計の黒字、赤字を足し合わせ、トータルで赤字となった場合に計上

3 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを示す指標です。この指標は、一般会計等の起債に係る元利償還金のほかに、公営企業会計や一部事務組合の起債に係る元利償還金に対する一般会計等の負担などを対象としています。

※各年度の実質公債費比率をもとに、過去3か年平均で算定します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る交付税算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税算入額}}$$

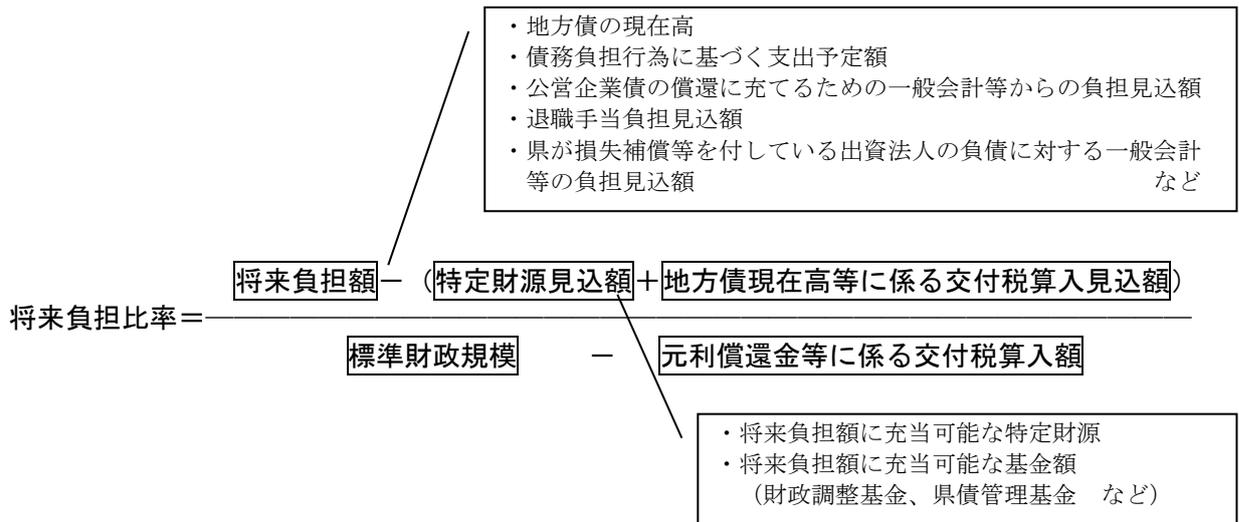
元利償還金等に充当した特定財源

・ 地方債の元利償還金
・ 公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの負担 など

4 将来負担比率

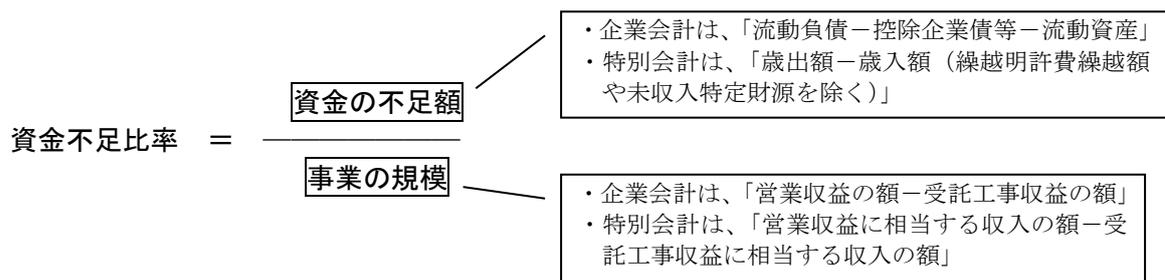
地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを示す指標です。

この指標は、地方公共団体全体の会計に加えて、地方公社、第三セクターの負債までも対象として、将来、一般会計等の負担がどの程度あるかを示すものです。

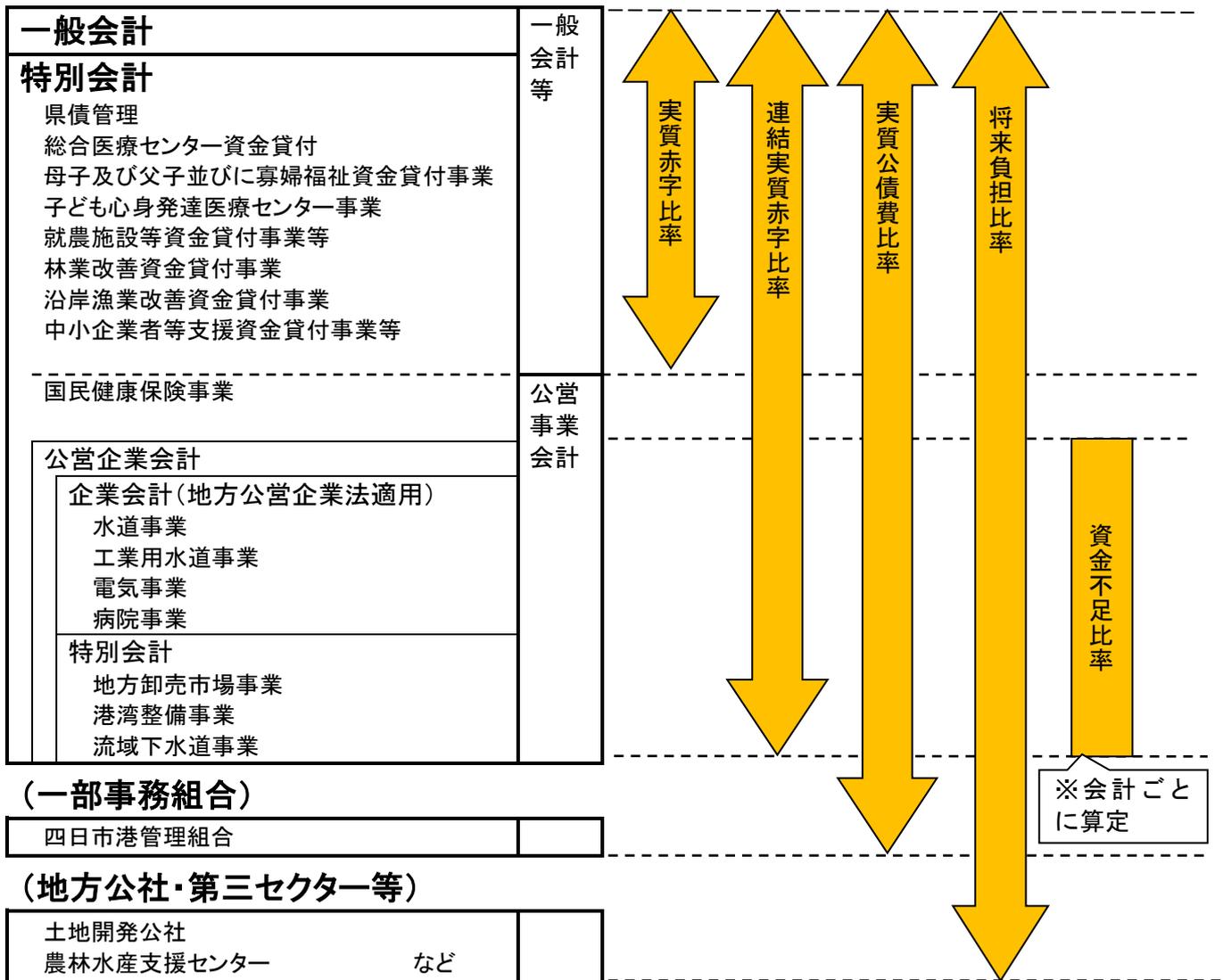


5 資金不足比率

公営企業に係る資金不足の状況を示す指標で、各会計ごとに表します。なお、決算年度の末日において資金不足（資金の赤字）が生じている場合に数値が算定されます。



■ 対象会計の範囲（三重県の場合）



2 本県独自の財政指標の活用による財政状況の把握

(1) 本県独自の財政指標の設定の背景と目的

地方公共団体は、議会や県民等の監視の下に、収支均衡のとれた財政運営を行い、財政の健全性を確保していくことが必要です。こうした認識の下で、平成21年4月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「地方財政健全化法」という。）」が施行されたことに伴い、地方公共団体は決算に基づく健全化判断比率等を算定することとなりました。健全化判断比率は、これまでのフロー指標とともに、ストック指標も法律に位置づけられ、また、地方財政の早期健全化又は再生の必要性を判断するため、その比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するとともに住民に公表することが義務づけられました。

加えて、本県では、県議会からご提言いただきました「財政健全化に向けた提言」のご趣旨をふまえ、本県の財政状況に関し、議会や県民等の理解を深める一助として、平成20年度決算より、本県独自の財政指標を設定しています。

令和元年度決算においても、各指標を算定し、以下にお示しします。

今後とも、法律で義務付けられた健全化判断比率等に加えて、これらの本県独自の財政指標を用いて、本県の財政状況を分かりやすくかつ客観的にお示しするとともに、本県の財政指標と全国自治体の財政指標とを比較することで、県の財政状況を多面的にチェックし、必要な行政サービスが継続的に行えるよう、引き続き、事務事業の見直し等健全化の取組を行うことで財源を確保するなど、将来世代への過度な負担転嫁とならないような財政運営に努めていきます。

(2) 財政状況のチェックの観点と具体的な財政指標

ア 財政収支均衡の観点

財政状況をチェックするには、第一に、財政収支均衡の観点でのチェックが重要です。

地方公共団体が収支均衡した持続可能な財政運営を行っていくには、まずは、弾力的な財政構造を継続することが必要です。このことにより、予期せぬ情勢変化などにも柔軟に対応でき、行政サービスを維持できる財源確保につながります。

このため、財政収支の面で現時点では実質収支がプラスで早期健全化団体に該当しない場合であっても、将来的に実質収支がマイナスに近づきつつあり、リスクが高まっている財政構造なのかをチェックするとともに、予期せぬ情勢変化に対応できる財源が確保されているかどうかを合わせてチェックすることが重要です。

(目指すべき方向)

歳出削減等により財政構造の改善を図ると・・・

- ⇒ 財政構造の改善傾向が継続すると、経常的な一般財源の余剰幅が継続的に生まれる。
- ⇒ 一般財源の余剰が継続すると、基金などの将来に向けた財源確保が可能となる。
- ⇒ 予期せぬ情勢変化にも対応でき、収支均衡の財政運営が可能な状況に近づいていく。

(チェック内容)

- ・ 財政構造が安定的な収支均衡を継続できる状況なのか、収支がマイナスに陥る状況に近づきつつある状況なのか。
- ・ 情勢変化の際の財源不足に柔軟に対応できる財源が確保できているか。

(チェック指標)

① 『行政サービス経費硬直度』（フロー指標）

「公債費を除く経常収支比率」で示され、一般財源に占める、義務的・経常的な行政サービスの経費や人件費の経費の割合。

減少傾向であれば収支均衡を継続でき、増加傾向であれば、収支がマイナスに近づきつつある(硬直度高まる)状況を示しています。人件費や事務事業等の歳出削減を行うと、その成果が、短中期的に財政弾力度の高まりとして指標に現れます。

②『財源不足対応度』(ストック指標)

標準財政規模に占める、財政調整のための基金残高と実質収支の剰余額の割合。

財政調整のための基金や実質収支の剰余額は、翌年度の予算編成の際の財源不足を補う貴重な財源であり、将来的に財源が確保される財政運営が重要です。歳出削減や県税収入等一般財源の増加に伴い、財政構造の改善傾向が継続すると、基金などの財源確保につながるため、中長期的に成果として現れる指標です。

イ 負債(公債費)の大きさの観点

第二に、負債(公債費)の大きさの観点でのチェックが重要です。

「地方財政健全化法」においても、健全化判断比率として、単年度の公債費の大きさである「実質公債費比率(地方債協議制度の中でこれまでも活用)」に加え、実質的な負債等(将来負担)の規模を測るストック指標である「将来負担比率」を規定しています。

これは、国からの交付税措置がなく、県民の負担増につながる負債(公債費)の大きさが、財政構造の硬直化と将来の財政収支のリスクにつながる要素となるからです。このため、単年度の公債費やストック面での負債が大きすぎないかをチェックすることが重要です。

(目指すべき方向)

交付税措置のない地方債発行額を抑制すると・・・

⇒ 単年度の公債費負担の軽減につながるとともに、地方債残高が抑制傾向となる。

⇒ 財政構造の改善が図られる。

⇒ 財政収支の改善につながる。

(チェック内容)

国からの交付税措置がなく、県民の負担増につながる負債(公債費)は大きくないか。

(チェック指標)

①『県民負担となる単年度公債費比率』(フロー指標)

留保財源に占める、交付税措置のない単年度の公債費の割合。交付税措置のない地方債発行を抑制すると、県債償還期間が10年以上であることから、中長期的に成果として現れる指標です。(留保財源とは、歳入のうち交付税(基準財政収入額)に算入されない財源で、交付税措置のない歳出に充てる財源とされています。)

②『県民負担となる負債残高等比率』(ストック指標)

「将来負担比率」で示され、標準財政規模に占める、交付税措置のない負債残高等の割合。交付税措置のない地方債発行を抑制すると、もともとの県債残高の規模が大きいことから、中長期的に成果として現れる指標です。

ウ その他の参考指標

①『プライマリーバランス』(フロー指標)

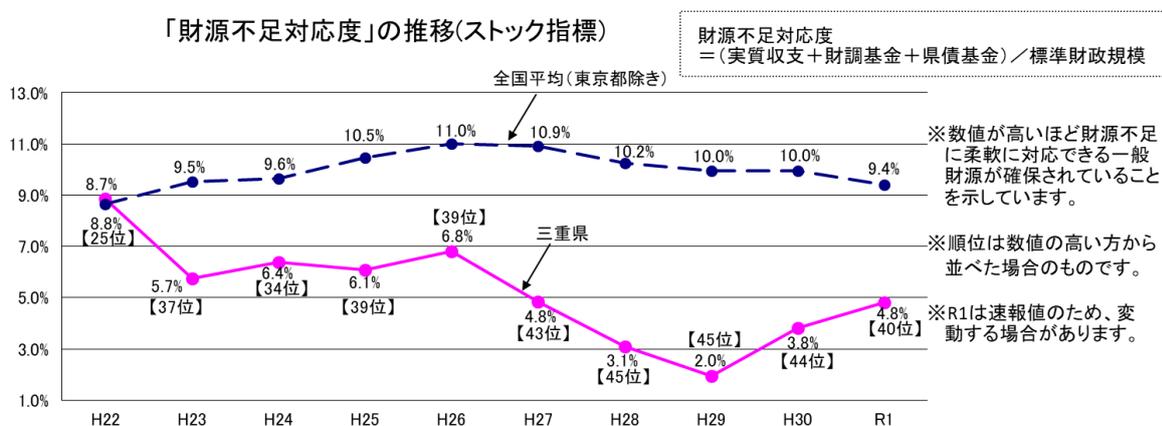
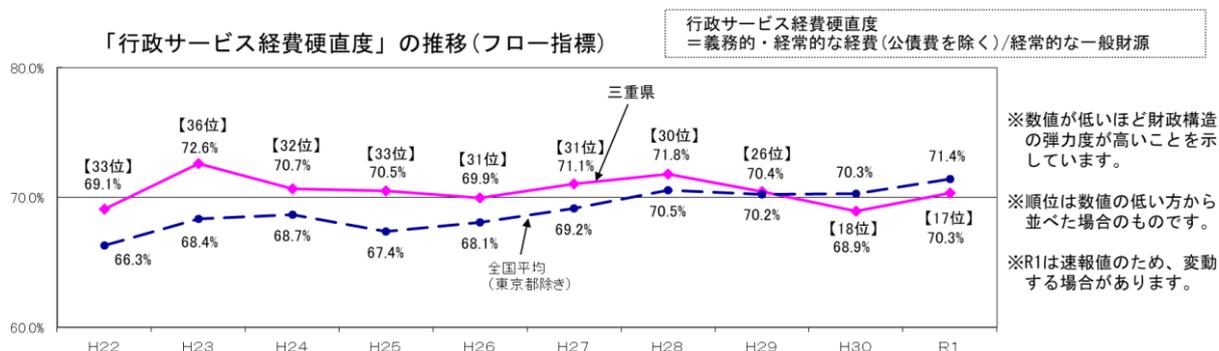
地方債や基金に過度に頼らず、当該年度の歳入で行政サービスを提供しているかを示す指標。

②『償還可能年限』(ストック指標)

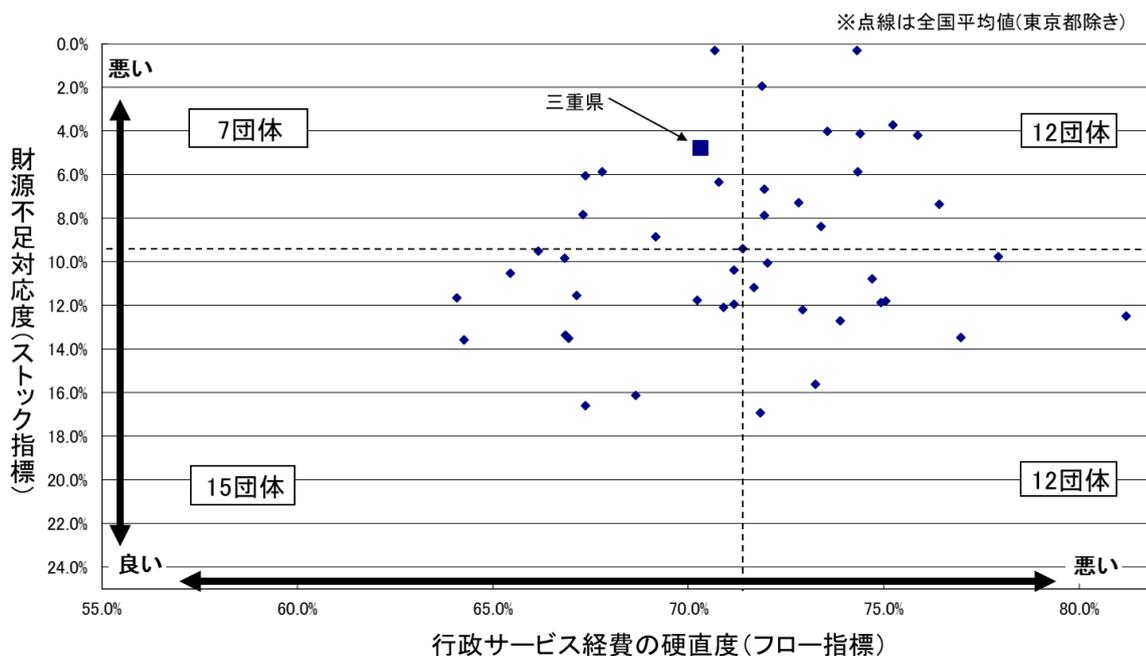
当該年度の償還財源で、現在の負債残高を全て無くするのに要する年限。地方債残高が小さい場合や、償還財源が大きい場合、年限は小さくなる。

(3) 令和元年度決算までの各財政指標の推移

ア 財政収支均衡の観点

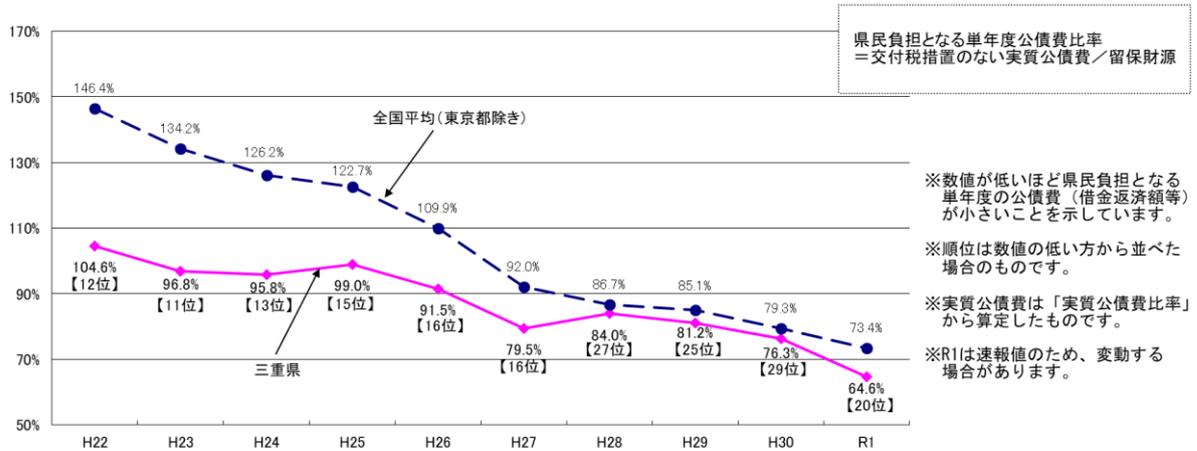


R1財政収支の状況(フローとストックの両面から見た場合)

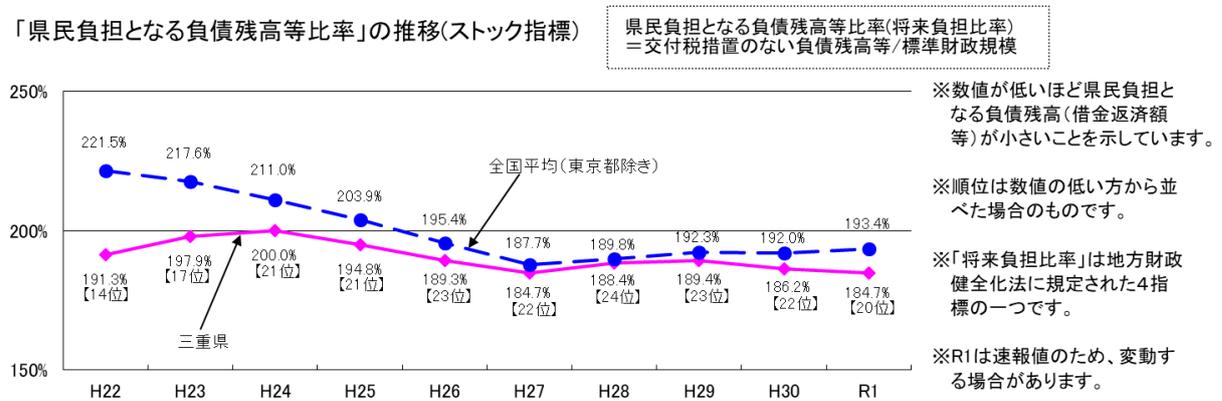


イ 負債(公債費)の大きさの観点

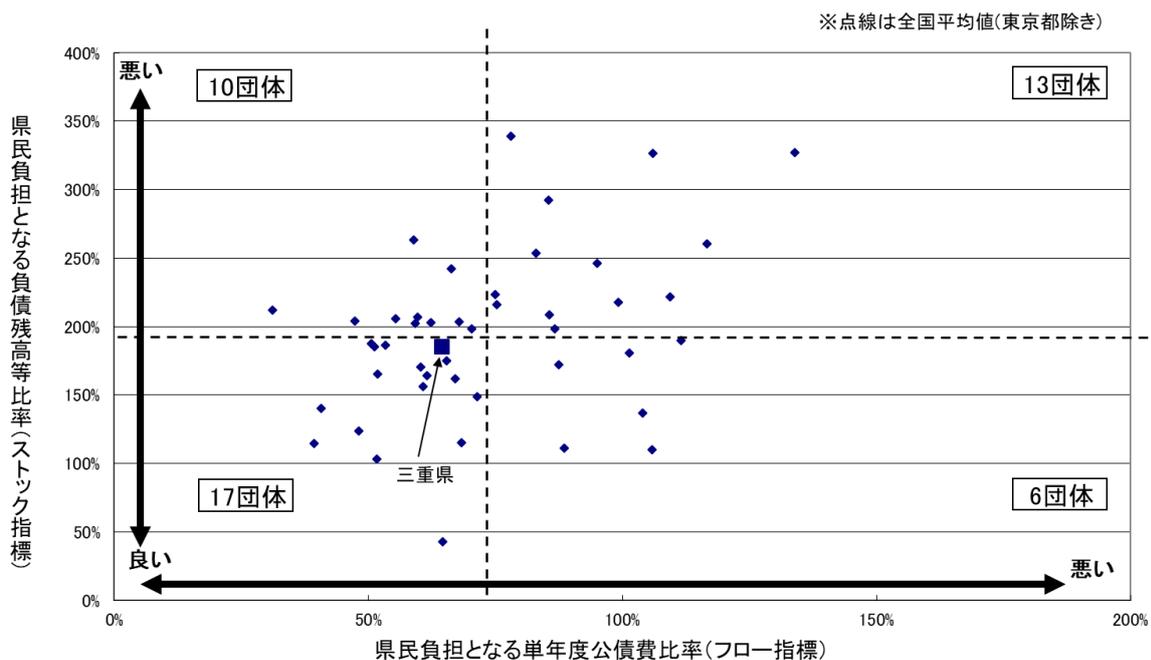
「県民負担となる単年度公債費比率」の推移(フロー指標)



「県民負担となる負債残高等比率」の推移(ストック指標)



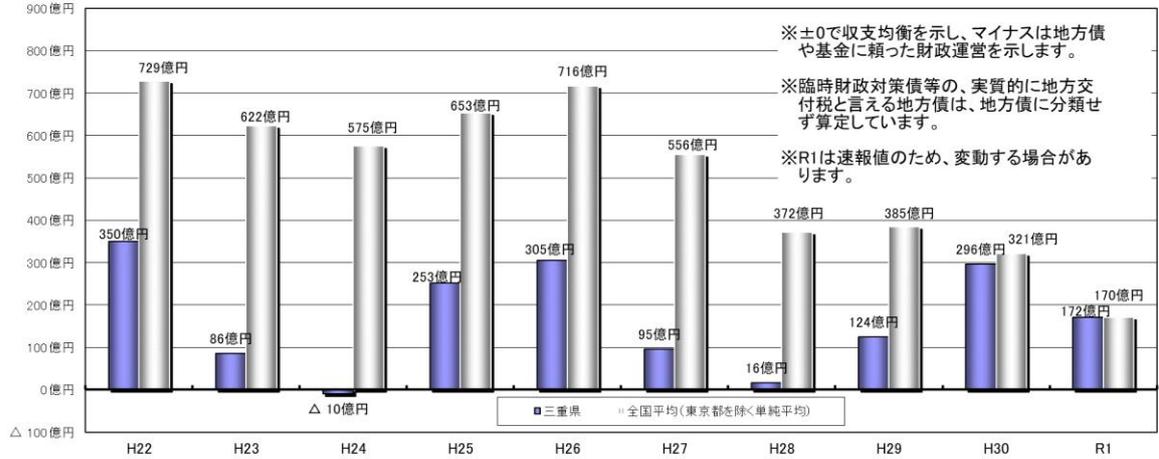
R1 負債(公債費)の状況(フローとストックの両面からみた場合)



ウ その他の参考指標

プライマリーバランスの推移(収支の状況)

プライマリーバランス
 = 地方債や基金以外の県税などの当該年度の収入
 - 公債費以外の経費



債務償還可能年限の推移(負債償還の負担の大きさ)

債務償還可能年限 = 地方債残高 / 償還可能財源

